

# しながわの区税だより

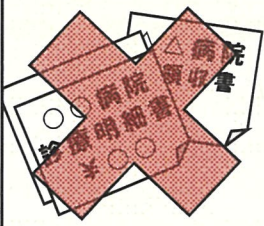
第62号



令和5年1月1日 品川区税務課 発行 代表電話(3777)1111 広町2-1-36

住民税第4期納期限は1月31日です

口座振替なら払い忘れもありません



**領収書では医療費控除を受けられません**

医療費控除の明細書

○	○	病院	¥	○	○
△	△	病院	¥	△	△
□	□	薬局	¥	□	□

この書式は申告書に同封されます

医療費控除の明細書のみを自分で作って申告書と出すんだ。

3

医療費控除の明細書だよ。



もうすぐ住民税の申告の時期ね。あう、何を書いてくるの??

1



申告後に確認することもあるから、領収書等は自宅で5年間保管しよう!

4

病院でもらった領収書や診療明細書を提出するのじゃないの??

そうではないよ。



2

## 品川区電子申請サービスが始まりました

令和4年12月1日より、品川区電子申請サービスが始まりました。

これまで窓口・郵送で申請されていた住民税課税納税証明書に係る手続きが、「24時間365日」スマホやパソコンからオンライン申請することができます！

### オンライン申請のメリット



休日や夜間でも申請できます



自宅や外出先でスマホ等から申請できます

今後、オンライン申請できる手続きをさらに拡大していきます。

●詳しくは、区ホームページまたは品川区電子申請サービスのサイトをご覧ください。

[https://s-kantan.jp/city-shinagawa-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://s-kantan.jp/city-shinagawa-u/offer/offerList_initDisplay.action)



品川区電子申請サービスのサイトはこちらから

お問い合わせ 税務課税務係 電話(5742)6662



# 令和4年度(第56回)中学生の「税についての作文」

## ～優秀作品のご紹介～

全国納税貯蓄組合連合会、国税庁主催の「中学生の『税についての作文』」の優秀作品選考があり、入賞作品が決定しました。

今号では、優秀作品のうち、品川区長賞を受賞されました2作品をご紹介します。

### 品川区長賞

#### 「平等と公平のバランス」

品川区立東海中学校 九学年 山本 隆将

税は平等。私は今まで税はそういうものと思っていました。しかし、租税教室を通してその考えは本当に正しいのか、と思いました。租税教室では、様々な税があるということ、それとともに色々な集め方があり、税によって対象者や税の割合が異なることなどを学びました。それに関して興味がわいたので調べてみることにしました。

まず、おそらく私たちの身のまわりの税の中で一番身近であろう、消費税について。消費税とは商品の販売やサービスの提供などの取引に対して課税される税です。これは子どもからお年寄りまでみんなが同じだけ払っているため平等だと思いました。また、父はよくお酒を買いますがそこにも酒税という税があります。これもお酒を飲む人だけが払う税なので、受益者負担で平等だと思いました。

一方で、所得税などの税には累進課税制度があることを知りました。累進課税制度とは所得がたくさんある人が、よりたくさんの税金を払うという仕組みです。なぜ平等に払わないか、と思いました。より詳しく調べてみると税金には所得の再分配の役割があることが分かりました。所得がたくさんある人がたくさん負担し、所得が少ない人の分をカバーする、ある意味助け合いの仕組みだと思いました。所得税はみんな平等(同じ税率)ではないけれど、公平な税なのだと思います。

今回の学習を通し、税は平等と公正のバランスがとても大事だと思いました。消費税引き上げ、と聞くと嫌だと感じ、所得税など他の税を引き上げればよい、と思うかもしれませんが、消費に応じてみんな等しく支払うという点では、私は消費税はとても平等な税だと思います。ですが、全ての税を平等に支払うと所得が少ない人が税金に追われる事態になるので、払える人が多く払うという税も大切だと思います。税は、社会保障や教育・文化、私たちの生活を支えてくれている様々な方の給与など、みんなが安心して豊かな生活をするためのとても大事なもので、これからますます大事になってくると思います。平等と公平のバランスを保って、多くの人々が納得して、税を負担し合える社会であれば良いと思います。全く興味がなかった税金のことを調べてみることで、税金は私たちの生活だけでなく、存在するという、非常に大きなベースを守っていてくれる「基盤」なのだと分かりました。安心して明日を迎えられる、そんな夢がある、未来の固い基盤を支えていける大人になりたいと強く思いました。

【品川税務署管内】

～品川間税会 令和4年度「税の標語」品川区長賞のご紹介～

「ありがとう 税は社会の エネルギー」  
品川区立伊藤学園 九学年 須藤 葵理



# 品川区長賞

## 「心の手を取り合うこと」

青稜中学校 一学年 大河内 紅吏

私はこの間、熱を出しました。熱は四十度まで上がって、とても体がだるくなりました。その時、母が「いつでも救急車を呼べるからね。だから、本当に辛くなったら言ってね。」と言ってくれました。結局救急車は呼ばずに済みましたが、いざとなったら救急車が来てくれると思うと、心も体も少し楽になった気がしました。

救急車は税金によって運営されています。だから、何かあったら、お金の負担を考えずに呼ぶことができます。もし、自分の家族や小さな子どもが病気になった時、お金のことが心配で、救急車を呼べなかったら。それは、命に関わることです。

「いざとなったら、誰でも呼べる」ということは、多くの人の心の支えになると思いました。

これまで私は、税金に対してあまり良い印象を持っていませんでした。消費税がどんどん上がって行って、買いたいのを今以上に我慢しなくてはならなくなるのが嫌だったからです。そこで私は、なぜ消費税を上げなければならなかったのかについて、調べてみることにしました。

大きな理由として考えられるのは、少子高齢化の影響でした。今の日本は、超高齢化社会となり、少子化も急速に進んでいます。そのため、それに伴う社会保障の費用が増え続けてしまうのです。その費用は、私たちが払う税金でまかなわれています。つまり、現在の社会保障制度を続けるためには、私たちの税金が必要なのです。

「子供叱るな来た道だもの、年寄り笑うな行く道だもの」という言葉があります。子供は誰もが通ってきた道、年寄りも必ずみんな通る道という意味です。この言葉を知って、みんな同じ道を生きていくのだから、お互い助け合って生きていくことが大切だと再認識しました。そう考えると、消費税は必要な存在であるのだと今は感じています。

税のことについて考えると、自分が一人では生きていけないことを実感します。今の日本社会は、限られた収入の中で、税を払うことに抵抗感を感じる人が多いと思います。しかし、日常生活でも経済的な面でも人は助け合わないと生きていけないと考えると、自分も税金に助けられているんだと感じます。お互いの心の手を取り合うためにも、税金は私たちの生活に不可欠なものであり、実はとても身近なものです。だからこそ、その使い道はよく考えられた有効なものでなければいけないと思います。今後の日本を担う私たちの世代も無関心ではいられません。積極的に税金について学んでいくことが求められているのです。

【荏原税務署管内】

## 他の入賞作品受賞者をご紹介します

### 【品川税務署管内】

★東京国税局長賞

伊藤学園 内田 みなみ

★東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞

富士見台中学校 松本 惟

★品川税務署長賞

浜川中学校 竹内 廉

八潮学園 丹 つぐみ

★品川都税事務所長賞

伊藤学園 齋藤 彩来

★品川区教育長賞

東海中学校 鈴木 優花

★東京税理士会品川支部長賞

八潮学園 前田 夏歩

★品川納税貯蓄組合連合会会長賞

伊藤学園 青木 千笑

東海中学校 遠藤 真津梨

品川学園 鈴木 美桜

大崎中学校 近藤 翼

日野学園 徳永 在美

鈴ヶ森中学校 西 愛花

富士見台中学校 嶋本 次晃

### 【荏原税務署管内】

★東京都主税局長賞

荏原第五中学校 白石 菜乃佳

★東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞

荏原第五中学校 飯室 奈那

★荏原税務署長賞

荏原第一中学校 松浦 夢彩

★品川都税事務所長賞

戸越台中学校 藤本 七花

★品川区教育長賞

豊葉の杜学園 渡辺 東紗

★東京税理士会荏原支部長賞

豊葉の杜学園 森 花廉

★荏原納税貯蓄組合連合会会長賞

戸越台中学校 松館 遼実

荏原第一中学校 長久保 幸希

荏原第一中学校 岡田 絹杏麗

荏原第五中学校 小川 結香

荏原第五中学校 吉村 優月希

荏原第六中学校 渡邊 雪葉

荏原第六中学校 和合 由依

荏原第六中学校 柵木 美蘭

荏原平塚学園 漆崎 結



# 住民税申告受付が始まります

☆申告期間：令和5年2月16日（木）～3月15日（水）

☆受付場所：品川区役所 本庁舎4階 141会議室  
火曜夜間および日曜は、本庁舎4階①番窓口

☆受付時間：8時30分～17時（火曜のみ19時まで）

申告書は  
2/3（金）に  
発送予定

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申告書提出にご協力ください。

※例年、受付期間の始めと終わりは特に混雑し、長時間お待ちいただいております。  
申告受付の予約も承っていないため、ご了承ください。

※受付期間中は日曜日にも申告できます。（土曜日は閉庁日です）

## 住民税の申告について

### 住民税の申告が必要な方

令和5年1月1日に、品川区に住民登録がある方

※ 収入がない場合でも、申告をお願いします。

申告をされないと、納税・課税・非課税証明書が発行できない場合があります。  
これらの証明書は、年金・シルバーパス・公営住宅の申請や資金融資の時などに必要です。

■ □年金収入だけの方でも 住民税の申告が必要な場合があります □ ■

年金収入400万円以下で、税務署への確定申告が不要でも、次の方は住民税の申告が必要です。

- ①年金支払者に申告していない、配偶者または扶養控除・障害者控除・寡婦／ひとり親控除がある方
  - ②年金天引き以外で納付した社会保険料や、生命保険・地震保険料控除 などがある方
- なお、住民税が非課税となる場合、医療費控除による減税の効果はありませんので、控除の申告および領収書の提出は不要です。

※所得税の還付がある場合には、税務署へ確定申告をしてください。

### 住民税の申告をしなくてもよい方

- ◎税務署へ確定申告をする方
- ◎給与所得のみで、勤務先から品川区へ給与支払報告書の提出のある方
- ◎年金所得のみで、追加する控除がない方

税務署への確定申告は  
自宅できるe-Taxが便利です  
e-Taxの利用が難しい場合は  
国税庁のホームページで  
作成できます！  
(国税庁<http://www.nta.go.jp>)